

◎事業所の新設(要事前相談)

| 提出様式 | 提出部数 | |
|---|------|-----|
| | 原本 | コピー |
| ① 職業紹介事業変更届出書及び許可証書換申請書(様式第6号){第1・2面} | 1 | 2 |
| ② 有料職業紹介事業計画書(様式第2号) ※申請事業所ごとに作成が必要です。 | 1 | 2 |
| ③ 届出制手数料届出書(様式第3号)(届出制手数料を選択した場合に限る) ※手数料は「上限制手数料」又は「届出制手数料」のいずれかを選択 | 1 | 2 |

○添付書類

| | | |
|---|---|---|
| ④ 職業紹介責任者の住民票 (本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの) | 1 | 1 |
| ⑤ 職業紹介責任者の履歴書 〔氏名・住所・生年月日・就職前最終学歴・職歴(入退社、役員就退任及び空白期間のないよう求職活動等の記載)・賞罰の有無を記載〕 | 1 | 1 |
| ※職業紹介責任者が他の法人で代表者・役員を兼ねている場合その法人の定款・登記簿謄本等の写し 事業目的が確認できれば、会社案内やホームページを印刷したもの等でも結構です。 | | |
| ⑥ 職業紹介責任者講習受講証明書 | | 2 |
| ⑦ 自社所有物件の場合⇒不動産(建物)登記簿謄本(登記事項証明書)※1 | 1 | 1 |
| ⑧ 借受物件の場合⇒賃貸借契約書 転貸借物件の場合⇒原契約、転貸借契約書、所有者の転貸借承諾書(転貸禁止の場合) ※代表者・役員個人所有物件を事務所に使用する場合は賃貸借契約書もしくは所有者の使用承諾書と 不動産(建物)登記簿謄本※1(原本1、コピー1)も添付ください。(詳細はお問い合わせください) ※使用目的に居住・住居目的は不可⇒事務所使用の覚書が必要となります。 | | 2 |
| ⑨ 手数料表 | 1 | 1 |
| ⑩ 個人情報適正管理規程 | | 2 |
| ⑪ 業務運営に関する規程 | 1 | 1 |
| ⑫ 職業紹介事業許可条件通知書のコピー | | 1 |
| ⑬ 事務所レイアウト | | 2 |

※なお許可条件通知書に記載のある設置上限数を超えて事業所を新設する場合は、下記の添付書類が必要となります。

法人の場合

| | | |
|--|---|---|
| ⑭ 最近の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 | 1 | 1 |
| ⑮ 法人税の納税申告書(別表1)及び(別表4) (※ 別表1については税務署受理印があるもの、電子申請の場合は税務署受付メールの コピー『メール詳細』の記載があるもの)も添付。 | 1 | 1 |
| ⑯ 法人税の納税証明書(その2所得金額用) | 1 | 1 |

個人の場合

<青色申告・白色申告共通>

| | | |
|---|---|---|
| ⑭ 最近の納税期における所得税の納税申告書(税務署受理印があるもの) ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付 | | 2 |
| ⑮ 納税証明書(その2所得金額用) | 1 | 1 |
| ⑯ 残高証明書(同一証明日) | 1 | 1 |

<青色申告の場合>

| | | |
|--|--|---|
| ⑰ 最近の納税期における所得税青色申告書決算書「税務署受理印があるもの」も添付。 ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。 | | 2 |
|--|--|---|

<白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみを作成している場合>

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| ⑱ 貸付残高証明書(同一証明日) | 1 | 1 |
| ⑲ 不動産(土地建物)登記事項証明書※1及び固定資産税評価額証明書 | 1 | 1 |

※上記以外にも書類内容に応じて別途、確認書類(各種契約、覚書等)をお願いする場合があります

※1…労働局が登記情報連携システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書を入手できる場合は、添付を省略することができます。

添付を省略する際は、以下の情報をお知らせいただきますようご協力をお願いします。

・不動産(建物)登記簿謄本を省略する場合…所在及び家屋番号(住所と異なる場合があります)又は不動産番号

★提出期限

新設後、10日以内 ※新設する前に事前に相談ください。

★手数料等

なし

★提出先

事業主(本社所在地・住所地)を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局